

生駒農の匠ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、生駒市の農業振興を図るため、生駒農の匠ロゴマーク（以下「匠のロゴ」という。）を制定し、その使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(仕様)

第2条 匠のロゴの仕様について、別紙に掲げる生駒農の匠ロゴマークとする。

2 匠のロゴの数字は、受賞年度に合わせて変更するものとする。

(匠のロゴに関する権限)

第3条 匠のロゴに関する一切の権限は、生駒市に帰属する。

(使用の範囲)

第4条 匠のロゴを使用することができる者は、過去1年間に生駒市が主催した農業祭農産物品評会において、最優秀賞、特賞及び一等賞を受賞した農業者（以下「上位入賞農業者」という。）に限定し、次の各号のいずれかの商品又は役務に該当した場合に表示できるものとする。

(1) 上位入賞農業者が生産した生駒産農産物

(2) 上位入賞農業者が生産した生駒産農産物を主な原料にした加工食品や加工品

(使用の権利)

第5条 匠のロゴを使用する者は、生駒市が主催する農業祭農産物品評会の授賞と同時に匠のロゴを使用する権利が与えられるものとする。

2 市長は、必要があれば匠のロゴの使用に関する条件を付することができる。

3 市長は、匠のロゴの使用する権利を受けた者（以下「使用者」という。）の情報を原則として市ホームページ等で公開するものとする。

(使用期間)

第6条 匠のロゴの使用期間は、使用権の交付日から1年間とする。

(使用の権限)

第7条 使用者は、無償で匠のロゴを使用できる権利を有する。

2 使用者は、他人にこの権利を譲渡することはできない。

(匠のロゴの表示方法)

第8条 匠のロゴは、次のとおり表示できるものとする。

(1) 第4条に規定する商品等を収容する容器又は包装紙等へのシール等での貼付表示、及び直接印刷表示

(2) 生駒産の普及啓発を積極的に行うためのポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、ホームページ等で行う広告宣伝のための掲載

(使用許可の取り消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、匠のロゴの使用の許可を取り消すことができる。

(1) 生駒市の農業振興を図る趣旨が損なわれると認められるとき

(2) 法令もしくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき

(3) 第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがあると認められるとき

(4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして使用し、又はそのおそれがあると認められるとき

(5) 前各号に掲げる場合のほか、匠のロゴの使用が不適當であると認められるとき

(事故及び苦情の処理)

第10条 匠のロゴを使用した商品等や役務に係る事故並びに苦情（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者の責任の下に適切に処理しなければならない。

2 使用者は事故等が発生したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

3 第1項に規定する事故等及び匠のロゴの使用に生じた一切の損害については、市長はその責を負わないものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、匠のロゴの使用につき必要な事項又は疑義が生じた事項については、関係者と協議の上、市長が決定するものとする。

別紙) 生駒農の匠ロゴマーク

